

## 第3章 介護サービス量等の見込み と基盤整備目標

- 1 要介護認定者数等の見込み
- 2 介護サービス量の見込み
- 3 基盤整備目標
- 4 介護給付費等の推計
- 5 高齢者福祉圏域毎の介護サービス量等の見込み

数値については各市町村計画の値の積み上げです。  
(H29.12月時点の集計値。今後変更となることも想定  
されます。)

### 第3章 介護サービス量等の見込みと基盤整備目標

#### 1 要介護認定者数等の見込み

##### (1) 高齢者人口

保険者の推計（以下同様）によれば、県内の65歳以上人口（介護保険の第1号被保険者数）は、計画期間中（平成30～32年度）には平成29年度の331千人から338千人へと7千人（2.1%）増加しますが、この頃にピークを迎え、平成37年度には333千人と2千人（0.6%）の増加に留まる見込みとなっています。

ただし、このうち75歳以上人口については、計画期間中（平成30～32年度）には平成29年度の168千人から178千人へと10千人（6.0%）増加し、平成37年度には206千人へと38千人（22.8%）増加する見込みとなっており、ともに65歳以上人口の伸率を上回り増加する見込みとなっています。

##### (2) 要介護（要支援）認定者

特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護（要支援）認定者数は、計画期間中に、62千人から66千人へと4千人増加し、65歳以上人口に占める割合（認定率）は18.3%から19.1%へと増加する見込みとなっています。また、平成37年度には、認定者数は73千人へと11千人増加し、認定率は21.6%に増加する見込みとなっています。

#### 高齢者人口・要介護（要支援）認定者の推計

(単位：人)

高齢者人口・要介護(要支援)認定者の推計

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計画期間中の伸び		平成37年度	平成37年度までの伸び	
	A			B	B-A	B/A	C	C-A	C/A
高齢者人口	331,382	333,842	335,987	338,241	6,859	102.1%	333,217	1,835	100.6%
65～74歳	163,765	162,935	161,342	160,593	-3,172	98.1%	127,440	▲36,325	77.8%
75歳以上	167,617	171,007	174,645	177,648	10,031	106.0%	205,777	38,160	122.8%
65歳以上認定者数	60,543	61,715	63,055	64,449	3,906	106.5%	71,906	11,363	118.8%
(認定率)	(18.3%)	(18.5%)	(18.8%)	(19.1%)			(21.8%)		
65～74歳	6,225	6,248	6,328	6,414	189	103.0%	5,372	▲853	86.3%
75歳以上	54,318	55,467	56,727	58,035	3,717	106.8%	66,534	12,216	122.5%
(認定者数合計に対する割合)	(88.1%)	(88.4%)	(88.5%)	(88.6%)			(91.2%)		
40～64歳認定者数	1,112	1,063	1,046	1,050	▲62	94.4%	1,069	▲43	96.1%
認定者数合計	61,655	62,778	64,101	65,499	3,844	106.2%	72,975	11,320	118.4%

※保険者推計値(高齢者人口は、介護保険の第1号被保険者数)

#### 要介護度別の認定者数の推移

(単位：人)

要介護度別の認定者数の推計

(単位：人)

項目	平成29年度	構成	平成30年度	構成	平成31年度	構成	平成32年度	構成	計画期間中の伸び		平成37年度	構成	平成37年度までの伸び	
	A						B		B-A	B/A	C		C-A	C/A
認定者数合計	61,655	100.0%	62,778	100.0%	64,101	100.0%	65,499	100.0%	3,844	106.2%	72,975	100.0%	11,320	118.4%
要支援1	6,479	10.5%	6,704	10.7%	7,012	10.9%	7,367	11.2%	888	113.7%	8,341	11.4%	1,862	128.7%
要支援2	6,668	10.8%	6,580	10.5%	6,648	10.4%	6,754	10.3%	86	101.3%	7,671	10.5%	1,003	115.0%
要介護1	13,599	22.1%	14,329	22.8%	15,019	23.4%	15,712	24.0%	2,113	115.5%	17,855	24.5%	4,256	131.3%
要介護2	11,195	18.2%	11,267	17.9%	11,353	17.7%	11,437	17.5%	242	102.2%	12,329	16.9%	1,134	110.1%
要介護3	9,292	15.1%	9,439	15.0%	9,609	15.0%	9,777	14.9%	485	103.2%	10,850	14.9%	1,558	116.8%
要介護4	8,090	13.1%	8,260	13.2%	8,460	13.2%	8,670	13.2%	580	107.2%	9,906	13.6%	1,816	122.4%
要介護5	6,332	10.3%	6,199	9.9%	6,000	9.4%	5,782	8.8%	▲550	91.3%	6,023	8.3%	▲309	94.1%

※保険者推計値

2 介護サービス量等の見込み

介護サービス量の見込みは、これまでの実績や要介護(支援)認定者数の伸びを踏まえて、保険者で推計したものの合計値です。

(1) 要支援認定者が利用するサービス(介護予防サービス)

介護予防サービス

(単位：回数、日数、人数/年)

サービス種類等	平成29年度 A	平成30年度	平成31年度	平成32年度 B	B/A	平成33年度 C	C/A
①介護予防訪問入浴介護	回数 122	354	414	587	481.0%	474	388.5%
②介護予防訪問看護	回数 14,829	16,972	18,941	21,372	144.1%	28,420	191.6%
③介護予防訪問リハビリテーション	回数 14,759	23,939	26,646	29,380	199.1%	36,352	246.3%
④介護予防居宅療養管理指導	人数 1,446	1,860	2,160	2,544	175.9%	2,976	205.7%
⑤介護予防通所リハビリテーション	人数 14,005	15,072	16,044	17,160	122.5%	18,864	134.7%
⑥介護予防短期入所生活介護	日数 9,550	10,112	10,269	11,543	120.9%	12,209	127.8%
⑦介護予防短期入所療養介護	日数 305	808	1,368	1,685	553.1%	2,644	867.8%
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	人数 193	276	348	432	223.8%	540	279.7%
⑨介護予防福祉用具貸与	人数 48,863	49,080	52,548	56,740	118.8%	63,264	135.0%
⑩特定介護予防福祉用具販売	人数 1,303	1,188	1,200	1,248	95.8%	1,476	113.3%
⑪住宅改修	人数 1,460	1,548	1,620	1,692	115.9%	1,896	129.9%
⑫介護予防支援	人数 89,090	92,760	94,476	96,996	108.9%	105,804	118.8%

地域密着型介護予防サービス

(単位：回数、人数/年)

サービス種類等	平成29年度 A	平成30年度	平成31年度	平成32年度 B	B/A	平成33年度 C	C/A
①介護予防認知症対応型通所介護	回数 1,814	2,014	2,896	2,993	165.0%	4,262	235.0%
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人数 1,496	1,644	1,836	1,956	130.7%	2,256	150.8%
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人数 168	168	168	168	100.2%	192	114.5%

(2) 要介護認定者が利用するサービス（介護サービス）

居宅サービス

(単位：回数、日数、人数/年)

サービス種類等	平成29年度 A	平成30年度	平成31年度	平成32年度 B	B/A	平成37年度 C	C/A
①訪問介護	回数 2,408,588	2,532,191	2,673,235	2,826,344	117.3%	3,396,583	141.0%
②訪問入浴介護	回数 32,521	32,546	32,760	33,092	101.8%	37,770	116.1%
③訪問看護	回数 208,377	219,444	228,126	237,020	113.7%	266,815	128.0%
④訪問リハビリテーション	回数 100,849	121,241	131,332	145,934	144.7%	173,105	171.6%
⑤居宅療養管理指導	人数 28,737	33,204	37,212	41,124	143.1%	44,328	154.3%
⑥通所介護	回数 1,579,974	1,552,828	1,571,651	1,589,146	100.6%	1,541,976	97.6%
⑦通所リハビリテーション	回数 448,941	455,797	463,010	470,942	104.9%	467,585	104.2%
⑧短期入所生活介護	日数 520,898	551,371	573,245	600,077	115.2%	714,622	137.2%
⑨短期入所療養介護	日数 61,351	67,927	74,639	82,885	135.1%	100,340	163.6%
⑩特定施設入居者生活介護	人数 2,299	3,096	4,344	5,664	246.4%	6,324	275.1%
⑪福祉用具貸与	人数 206,633	214,548	223,680	233,532	113.0%	261,444	126.5%
⑫特定福祉用具販売	人数 3,364	3,384	3,612	3,780	112.4%	4,128	122.7%
⑬住宅改修	人数 3,225	3,240	3,564	3,816	118.3%	3,960	122.8%
⑭居宅介護支援	人数 322,466	331,812	340,608	349,440	108.4%	382,560	118.6%

地域密着型サービス

(単位：回数、人数/年)

サービス種類等	平成29年度 A	平成30年度	平成31年度	平成32年度 B	B/A	平成37年度 C	C/A
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数 4,622	5,484	6,420	7,584	164.1%	8,844	191.3%
②夜間対応型訪問介護	人数 272	264	624	600	220.3%	624	229.1%
③認知症対応型通所介護	回数 120,473	128,969	134,442	141,692	117.6%	154,590	128.3%
④小規模多機能型居宅介護	人数 18,525	20,244	21,060	22,728	122.7%	25,236	136.2%
⑤認知症対応型共同生活介護	人数 27,243	29,292	30,660	31,716	116.4%	33,564	123.2%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人数 0	0	0	0	-	0	-
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数 7,534	8,616	9,816	10,164	134.9%	14,112	187.3%
⑧看護小規模多機能型居宅介護	人数 568	1,020	2,004	4,116	724.5%	4,500	792.1%
⑨地域密着型通所介護	回数 468,222	465,979	475,709	490,838	104.8%	501,538	107.1%

施設サービス

(単位：人数/年)

施設種類	平成29年度 A	平成30年度	平成31年度	平成32年度 B	B/A	平成37年度 C	C/A
①介護老人福祉施設	63,768	64,692	65,412	65,424	102.6%	66,612	104.5%
②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（再掲）	7,534	8,616	9,816	10,164	134.9%	14,112	187.3%
③介護老人保健施設	51,188	51,216	51,252	51,288	100.2%	54,264	106.0%
④介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)		5,460	10,236	14,988	皆増	40,740	皆増
⑤介護療養型医療施設	21,088	16,764	13,488	10,104	47.9%		皆減
⑥認知症対応型共同生活介護（再掲）	27,243	29,292	30,660	31,716	116.4%	33,564	123.2%
⑦特定施設入居者生活介護（再掲）	2,299	3,096	4,344	5,664	246.4%	6,324	275.1%

3 基盤整備目標

(1) 施設の整備目標

施設の整備目標は、各保険者が推計した利用者数の見込みを基礎として、高齢者福祉圏域毎の特性に配慮しつつ、在宅サービスとのバランスを取った施設整備を進めます。

①介護保険施設

(単位:床)

施設種類	平成29年度末 整備(見込)数	平成30年度	平成31年度	平成32年度	整備目標数
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)					
(整備数累計)					
介護老人保健施設		各保険者において推計作業を進めているところです。			
(整備数累計)					
介護医療院					
(整備数累計)					
介護療養型医療施設					
(整備数累計)					

※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院には、7期中の介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分は含んでいません。

※特別養護老人ホームについて、ユニット型への転換分は含んでいません。

②介護専用居住系サービス施設

(単位:床)

施設種類	平成29年度末 整備(見込)数	平成30年度	平成31年度	平成32年度	整備目標数
認知症高齢者 グループホーム					
(整備数累計)		各保険者において推計作業を進めているところです。			
介護専用型特定施設(※) (地域密着型含む)					
(整備数累計)					

※有料老人ホーム等で要介護者のみが入居できるもの。

## (2) 個室ユニットケア型施設の整備目標

第7期介護保険事業（支援）計画に係る国の基本指針では、個室・ユニットケア型施設の平成37年度の目標として、以下のような割合が示されています。

ユニット型個室の床数÷介護保険3施設の総床数（個室ユニット割合）≥ 50%

（うち特別養護老人ホームは70%）

本県においても、この目標に向け、施設の生活環境の改善を図るため、個室ユニット化を進めることとしますが、本県では建設時期の早い施設も多いことから、開設年次の状況等を踏まえ、市町村とも連携しながら、既存施設の改修を進めることとします。

### (参考) 富山県のユニット型個室の整備状況

施設種類		23年度末	26年度末	29年度末 見込
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)	床数	5,449床	5,744床	6,247床
	うちユニット型個室 床数	1,329床	1,866床	2,506床
	割合	(24.4%)	(32.5%)	(40.1%)
介護老人保健施設	床数	4,267床	4,482床	4,490床
	うちユニット型個室 床数	0床	0床	0床
	割合	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
介護療養型医療施設	床数	2,250床	1,952床	1,693床
	うちユニット型個室 床数	0床	0床	0床
	割合	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
3施設合計	床数	11,966床	12,178床	12,430床
	うちユニット型個室 床数	1,329床	1,866床	2,506床
	割合	(11.1%)	(15.3%)	(20.2%)

4 介護給付費等の推計

(1) 介護給付費等の推計

計画期間中の各年度の介護給付費の額及び公費負担額、地域支援事業費の額は、以下のとおり推計されています。

介護給付費			(単位:百万円)				
項 目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度		
1 介護予防サービス費(地域密着型含む)		1,708	1,809	1,920	2,186		
(平成29年度比)	-						
(構成比)		1.7%	1.7%	1.8%	1.8%		
公費負担割合	県	0	214	226	240	273	
	国	0	427	452	480	547	
	市町村	0	214	226	240	273	
2 居宅サービス費		39,999	41,134	42,369	45,677		
(平成29年度比)	-						
(構成比)		39.4%	39.2%	39.1%	37.8%		
公費負担割合	県	0	5,000	5,142	5,298	5,710	
	国	0	10,000	10,284	10,592	11,418	
	市町村	0	5,000	5,142	5,298	5,710	
3 地域密着型サービス費		19,057	20,336	21,814	24,088		
(平成29年度比)	-						
(構成比)		18.8%	19.4%	20.1%	19.8%		
公費負担割合	県	0	2,382	2,542	2,727	3,011	
	国	0	4,764	5,084	5,454	6,022	
	市町村	0	2,382	2,542	2,727	3,011	
4 施設サービス費		40,729	41,674	42,383	49,014		
(平成29年度比)	-						
(構成比)		40.1%	39.7%	39.1%	40.5%		
公費負担割合	県	0	7,128	7,293	7,417	8,577	
	国	0	8,146	8,335	8,477	9,803	
	市町村	0	5,091	5,209	5,298	6,127	
給付費合計	0	101,493	104,953	108,486	120,965		
(平成29年度比)	-						
公費負担額	県	0	14,724	15,203	15,680	17,571	
	国	0	23,337	24,155	25,003	27,791	
	市町村	0	12,687	13,119	13,561	15,121	

H30年1月下旬頃を目途に取りまとめ予定

※ 特定人所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料等の国費負担対象費用のすべてを含んでいます。

地域支援事業費				(単位: 百万円)	
項 目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域支援事業費の合計		5,026	5,172	5,306	4,558
(平成29年度比)					
総合事業		3,201	3,275	3,361	2,528
公費負担割合					
県	12.5%	0	400	409	420
国	25.0%	0	800	819	840
市町村	12.5%	0	400	409	420
包括的支援事業及び任意事業		1,825	1,897	1,945	2,030
公費負担割合					
(括弧内は平成29年度)					
県	19.25%(19.5%)	0	351	365	374
国	38.5%(39.0%)	0	703	730	749
市町村	19.25%(19.5%)	0	351	365	374

- 「地域支援事業」は、保険給付以外の事業として、各市町村が、介護予防事業・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業並びに地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進及び生活支援サービスの基盤整備並びに福祉サービスの提供等を実施するものです。



(2) 介護保険料率（年額）一覧

介護保険者別の介護保険料率（年額）一覧

(単位:円)

保険料の段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	...	...	...	
保険者名	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 基準額	(月額)	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	...	...	第n段階
高山市 基準額に対する割合													
高岡市 基準額に対する割合													
糸魚川市 基準額に対する割合													
水見市 基準額に対する割合													
滑川市 基準額に対する割合													
射水市 基準額に対する割合													
中新川広域行政事務組合 基準額に対する割合													
砺波地方介護保険組合 基準額に対する割合													
新川地域介護保険組合 基準額に対する割合													

現在、各保険者において、給付費等の推計とともに保険料の設定を進めているところです。

○参考：県加重平均保険料額（基準額）：第7期 円/月

項目	内容	備考
1	計画推進に向けた役割分担	
2	計画の普及と進行管理	

## 第4章 計画の推進

- 1 計画推進に向けた役割分担
- 2 計画の普及と進行管理

## 第4章 計画の推進

### 1 計画推進に向けた役割分担

#### (1) 行政の役割

##### ① 市町村（保険者）の役割

###### ア 地域包括ケア体制の深化・推進

市町村（保険者）は、住民に身近な基礎的自治体として、率先して住民ニーズの把握に努めるとともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の実情に応じた地域包括ケア体制の深化・推進に努める必要があります。

そのためには、地域ぐるみの健康づくりや介護予防を積極的に推進するとともに、在宅医療・介護連携を図るための体制整備、日常生活を支援する体制の整備、地域密着型サービスの基盤整備や多様な「住まい」の確保を推進することが必要です。

また、住民参加型の地域総合福祉を積極的に推進するとともに、多様な職種や機関との連携協働により高齢者や家族に対し必要な施策を包括的・継続的に提供できるよう、体制の整備を図る必要があります。

###### イ 相談・苦情処理体制の充実

市町村役場の担当窓口や保健センター、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等における相談体制を整備するとともに、その窓口の所在を明確にし、高齢者や家族の「知りたい」情報を適時適切に提供できるよう、きめ細かな情報提供体制を整備する必要があります。

市町村の窓口等に寄せられる苦情・相談については、国民健康保険団体連合会に報告し、連携して苦情等の処理にあたるとともに、蓄積された苦情相談情報を積極的に活用し、各事業所のサービスの質の向上を図っていく必要があります。

###### ウ 介護保険制度の趣旨・仕組みの周知及び介護給付の適正化

今後、2025年に向け、介護保険の給付費・保険料ともに更なる増加・上昇が見込まれ、制度の持続可能性を維持していくことが大きな課題となっている中、介護サービス量と住民の保険料負担は比例する関係にあることについて、住民の理解を促進することが必要です。

このため、保険者は、介護保険料を負担していただく住民（被保険者）に対し、こうした介護保険制度の費用負担の仕組みや、サービス供給と給付額との関係等について十分な情報を提供し、「介護予防」や「介護サービス」への関心を高めるとともに、介護サービスが必要な方に適切に提供されるよう、サービス提供のあり方について常に改善を図ることが、今後、さらに必要となります。

また、過不足のない適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化により、

介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度を構築する観点から、これまで以上に厳しい目で施行状況をチェックするとともに、介護給付費適正化の取り組みを進めていく必要があります。

## ② 県の役割

県は、広域的自治体として、県民全体を対象とした制度の普及啓発等を行うほか、市町村（保険者）が実施する高齢者保健福祉施策の展開や介護保険の運営を後方支援するとともに、市町村（保険者）に対し、先進事例等に係る情報収集・提供、専門的・技術的な指導・助言や、広域的な観点からの調整を行います。

また、在宅医療や認知症高齢者施策など専門性の高い施策、新たな課題等に対応するモデル的な事業、保健・福祉人材の養成・確保、ICT活用の検討や導入支援等については、率先して取り組みます。

さらに、高齢者保健福祉施策が円滑に実施されるよう、市町村（保険者）やサービス事業者等の要望事項について、国等に対して積極的に働きかけを行います。

## (2) 高齢者自身の役割

日頃から常に健康の保持・増進に努め、若いときからの健康づくり、介護予防に自ら率先して取り組むことが重要です。

介護が必要な状態になっても、地域社会との接点を保ち続けられるよう、進んでリハビリに努めるなど、自らの有する能力をできる限り維持し、介護度の悪化防止に努めることが重要です。

また、意欲や能力に応じ、一人暮らし高齢者等の見守りや外出支援を自主的・主体的に行うなど、地域福祉活動の担い手として、積極的な役割が期待されます。

さらに、年齢にとらわれることなく、その意欲と能力に応じて、就労、ボランティア、社会活動、生涯学習、スポーツ、趣味活動など、可能な限り、社会とのつながりを持ち、生涯を通じていきいきと社会活動に参加し、自己実現を図るとともに積極的な社会的役割を担うことが期待されます。

## (3) サービス事業者等の役割

### ① サービス事業者の役割

サービス事業者や介護保険施設は、利用者の心身の状況等に応じた適切かつ質の高いサービス提供を行うとともに、自らが、サービス内容の情報提供、サービスの質の評価、資質向上のための研修を実施するほか、福祉サービス第三者評価や介護サービス情報の公表制度の積極的な活用や、利用者の苦情相談に対する迅速かつ適切な対応などを通じ、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める必要があります。

特に、介護保険施設については、サービス・処遇の向上、生活・療養環境の改善に努めるとともに、利用者の在宅復帰に向けた相談援助をきめ細かく行うことが必要です。

さらに、今後、少子化の進展等により介護人材の不足することが懸念されることから、従事者等にとって魅力ある就業環境づくりに努め、長期継続的な雇用を図ることが必要となります。

介護保険サービスに関係する事業者団体等にあつては、在宅介護の推進やサービスの質の向上に向けて、事業者間の相互連携、サービス相談、人材養成、良質な介護技術の普及に努める必要があります。また、地域福祉の向上の観点から、住民が行う地域福祉活動への協力やそれに対する技術的な支援等を行うことが期待されます。

## ② 民間企業等の役割

民間企業等においては、従業員の健康づくりや、定年年齢の引き上げ・継続雇用制度の導入等による高齢者が働きやすい環境づくりに努めるとともに、介護休業制度の普及と適切な運用や、従業員のボランティア活動等への参加に対する支援が期待されます。

また、高齢者が利用しやすい商品や、利用者ニーズに即した福祉用具、介護機器等の開発をはじめ、ヘルスケア産業への積極的な取組みが期待されます。

さらに、地域包括ケアシステムの深化・推進には、医療・介護関係者のみならず、民間企業も含めた多様な主体との連携協働が必要であり、地域包括ケアを支える地域づくりや、予防・生活支援・住まいに関する取組みに積極的に参画することが期待されます。

## (4) 地域における県民の役割

核家族化が進展し、高齢者の単身や夫婦のみ世帯も増加する中で、要介護高齢者等に対する見守りや外出支援など、高齢者や家族を地域で相互に支え合う福祉社会（地域総合福祉社会）づくりが、今後の大きな課題となっています。

こうした地域における福祉コミュニティを形成するためには、県民一人ひとりの役割が重要であり、県民自らが介護予防や認知症等について正しく理解し、自主的な活動を展開していく必要があります。

これからの地域総合福祉社会づくりでは、民生委員・児童委員など従来から地域福祉活動に関わってきた人達だけでなく、県民一人ひとりが、NPO・ボランティア活動等に自主的・主体的に参加するなど、「参加型」「対話型」の福祉コミュニティの形成に取り組むことが期待されます。

また、地域総合福祉活動コーディネーターを中心に、地区の集会施設や学校の空き教室等地域の既存資源を活用し、保健・医療・福祉関係者の連携を図るなど、「住民の、住民による、住民のための温かみのある地域福祉社会の形成」が求められています。

## (5) 関係団体の役割

### ① 国民健康保険団体連合会の役割

国民健康保険団体連合会は、サービス利用に関する苦情相談に対して迅速かつ適切に対応するとともに、介護給付の審査を通して、サービスの質の改善、向上を促すことが期待されています。

特に、利用者から寄せられた苦情相談については、サービス事業者や市町村（保険者）に対しフィードバックするとともに、苦情相談事例に基づき、サービスの質の向上につながる仕組みを積極的に検討、展開していく必要があります。

### ② 社会福祉協議会の役割

市町村社会福祉協議会は、地域に密着した相談・援助活動、情報提供活動やボランティア、住民との協働事業の取り組み、ケアネット活動のコーディネート、認知症高齢者等の見守り活動など、地域総合福祉の推進役としての役割が期待されています。

おおむね小学校区を単位とする地区社会福祉協議会は、地域総合福祉の拠点として、町内会、老人クラブ、婦人会、青年団、ボランティア団体等各種団体との連携協力、ケアネット活動の実施など、地域住民による「参加型」「対話型」の福祉コミュニティづくりを推進していくことが重要です。

また、このように地域福祉活動において中心的な役割を担う市町村社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が、「地域包括支援センター」が行う高齢者総合相談支援業務等と積極的に連携することで、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるよう効果的な支援を行うことが期待されています。

県社会福祉協議会は、行政と福祉関係団体との連絡調整や市町村社会福祉協議会に対するコンサルタント機能の充実に加え、ボランティア活動の支援や社会福祉従事者の人材養成、社会福祉事業の経営指導、利用者の権利擁護、苦情処理等の役割が期待されています。

## 2 計画の普及と進行管理

### (1) 計画の普及

県民参画により計画を推進していくためには、計画の内容が広く県民に理解されることが重要です。

このため、計画書の概要版の作成、マスメディア・インターネット等による周知、事業者団体等の研修や「出前県庁しごと談義」等あらゆる機会を通じて、広く県民への計画内容の周知に努めます。

また、計画に盛り込まれた施策や事業の内容とその進捗状況等について、積極的に情報を提供するとともに、介護保険制度の仕組み等について継続的に広報活動を行い、介護予防や在宅介護に対する県民の関心や意欲を高めるよう努めます。

### (2) 市町村等との連携による計画の実施

高齢者福祉圏域を超えた広域的な行政需要や共通の課題に適切に対処するため、県と市町村、さらには市町村相互が適切な役割分担のもとに協調と連携を強化し、一体となった施策の展開に努める必要があります。

このため、保険者会議や市町村担当課との連絡会議等により、積極的な情報提供、情報交換、技術的助言等に努め、各種施策の効果的な展開に努めます。

### (3) 計画の推進と進行管理

社会経済情勢の変化に機敏かつ柔軟に対応し、計画の的確な推進を図っていきます。社会経済の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行います。

また、計画の円滑な推進を図るため、策定後の情勢の変化と計画の実施状況等を毎年把握し、適切な進行管理を行います。なお、計画の実施状況等は、定期的に「富山県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」等に報告・公表します。

さらに、円滑な施策展開を図るため、必要に応じてサービス等の利用状況、実施状況等について調査を実施します。

作成中

## [ 巻末資料 ]

- 策定の経過
- 富山県社会福祉審議会条例（抄）
- 富山県社会福祉審議会運営規程（抄）
- 富山県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿
- 介護保険サービス用語解説
- 参考資料
  - 【参考1：介護保険制度の仕組み】
  - 【参考2：介護サービスの利用手続き】
  - 【参考3：地域支援事業について】
  - 【参考4：「生活機能の維持・向上」について】
  - 【参考5：地域包括ケアシステムについて】
  - 【参考6：要介護認定や介護給付等の現状分析（詳細版）】